

開催日：平成 26 年 6 月 11 日
会議名：平成 26 年第 2 回定例会（第 3 号 6 月 11 日）

○議長（青木義勝君） 休憩を解き、再開します。

次に、13番、山田さんの発言を許します。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 議場の皆さん、傍聴の皆さん、こんにちは。13番、山田美津代です。午後1番の一番眠たい時間ですが、国で審議中の大事な法案の中身の質問をいたしますので、しっかりお聞きいただけますようお願いをいたしまして、4つの質問をさせていただきます。

まず初めに、国の進める医療、介護総合法案の改悪に対して、町として高齢者のアンケートなどをとられ備えておられると思いますが、どのように対策を検討されておられますか。

国会で、審議されている法案の今回の見直しの最大の特徴は、「自助、自立」を土台に据え、全世代にわたる社会保障制度の解体を打ち出した「社会保障と税の一体改革」の枠組みの中で具体化されようとしていることです。この法案の大きな柱とされている地域包括ケアシステムは、その趣旨とは大きくかけ離れ、国民を医療や介護から追い出すものにされています。そして診療報酬とあわせて、高度急性期の病床を削減し、患者を在宅医療や介護へ、いわば川上から川下へと誘導する仕組みをつくるものです。そのための地域医療構想の策定に当たっては、新たに民間病院にもペナルティーを科して病床規制を行います。今でも早期退院が迫られ、患者はリハビリもないまま在宅に戻されています。特養ホーム待機者が52万人も超える中、ショートステイの長期利用など高齢者の漂流している実態があります。要支援者向けの訪問介護と通所介護は、介護保険サービスから外され、市町村が行う総合事業に移され、ボランティアなどの多様な担い手が行うとされました。厚労大臣は、必要な人を専門的なサービスが受けられると言いながら、受けられる人が少数にとどまることを認めました。介護認定によらないチェックリストに誘導し、自治体の窓口で認定から締め出す水際作戦にもなりかねません。特養ホームへの入所を要介護3以上に締め出し、一定の収入のある人の利用料を倍にすれば、介護が必要なのに締め出される高齢者がふえることは避けられません。健康的なまちづくりのために市町村の役割をどのように果たされますか。

地方自治法第1条には、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」、国民健康保険法第1条には、「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」とあります。

質問事項2、御所市では、新婚家庭で条件を満たす限り、賃貸住宅の家賃を最長36カ月分をおおよそ半年を経過するごとに、月額1万円を交付しており、好評です。年間700万円の予算です。広陵町でも検討していただきたいと思います。

広陵町では、今は住民がミニ開発で移り住んできていますが、将来を見越して新婚家庭に少子化対策の意味でも補助をする意義は大きいものがあると思います。そこで広陵町でも、何億円もかかる予算ではなく、町民に喜ばれる施策だと思いますが、御検討いかがでしょうか。

質問事項3、就学援助制度が生活保護基準引き下げにより受けられなくなる児童が出る可能性があります

ます。どのように対応されますか。

①今まで就学援助を受けられていたのに、基準引き下げにより受けられなくなった児童はいますか。

②この制度は自分の家庭が受けられる基準にあるのか、否か。もっとわかりやすい表記の仕方を工夫すべきと以前質問しましたが、全く改善がされていません。この制度を受けやすくする工夫を検討してください。この答弁は教育長にお願いをしています。

質問事項4、西幼稚園の統廃合は、住民の御意見を聞いてから決めるべき。

ことしの西幼稚園での入園式に町長が参列されました。かわいい子供たちの様子をにこにこして見ておられた町長に、「この幼稚園、老朽化が激しいので建てかえてあげてくださいね」と私が話しかけましたら、「統廃合です」と冷たく言われました。町長は施政方針で、「私は政策の柱として、対話とコミュニティを掲げております。地域との連携を強化するとともにニーズや課題を把握しながら地域と行政との協働を推進することにより、地域コミュニティの活性化と地域力の向上を図っていきたい。私も地域に出向いて懇談会を開催させていただき住民の方と意見交換をしながらまちづくりに生かすこととしたい」と言われていたのではなかったのですか。

教育委員会と幼稚園役員さんとの懇談が予定されているようですが、もっと置くの西幼稚園地域住民の御意見を聞くべきではないですか。

町長は、西幼稚園地域の町民との懇談会に出向く計画はあるのでしょうか。

以上、4つについて御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（青木義勝君） それでは、ただいまの質問に対しまして、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 山田議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず1番目の国の進める医療、介護総合法案の改悪に対してという御質問でございます。

第6期介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定に向けて、平成26年3月に65歳以上の要介護認定2以下の方、6,929名に日常生活圏域ニーズ調査を行いました。既に回収させていただき、回答数は4,845名で、約70%の回答率となっております。現在、集計、分析を行っております。

アンケート結果及び政策評価支援システムを利用して、我がまちの介護保険の現状を認識するとともに、他の保険者や全国平均等との比較、分析を行うことにより、地域の特性や課題を把握したいと考えております。

このことを踏まえて、今回の計画策定に位置づけされている、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを具体化してまいりたいと考えております。

地域包括ケアを進めていくためには、地域包括支援センターの充実、在宅医療を充実するための医師会等との連携、ボランティア団体の育成、社会資源等の活用など私がリーダーシップを発揮し、充実したものとなるよう構築していく所存です。

2番目の御所市が行っている新婚家庭への家賃補助を広陵町でもどうかという御質問でございます。

御質問の家賃の補助制度についてでございますが、御所市では、年々人口が減少する対策の一つとして、若年層の市外への流出に歯どめをかけるとともに、新婚生活を御所でスタートしてもらい、若い世帯の方に定住してもらうことを目的として始められたと聞いております。

本町では、都市計画法の規制緩和であります市街化調整区域内に特区の区域を定め、住宅開発が容易にできるようになっているため、多くの若い家族の方が入居され人口も若干ではありますが伸びています。

また、医療・福祉や教育等の面で住民サービスを心がけ、住みたい、住んでよかったと感じていただけるまちを目指しています。

今後も広陵町に定住していただける施策の検討をしてまいりたいと考えます。したがって、家賃の補助は考えていないということでございます。

3番目の就学援助制度については、教育長からお答えを申し上げます。

4番目の西幼稚園の統廃合は、住民の御意見を聞いてから決めるべきということで、私は冷たく言い放ったということでございますが、そうではなかったということを弁明しておきます。

西幼稚園と西第二幼稚園との統廃合については、施設の老朽化と耐震化の問題があり、協議を進めなければならないところであります。

以前から教育委員会に対して、基本的な方針を立てるために、関係者の意見を聞くための委員会を立ち上げるよう指示しておりますが、まだ具体的に動いていません。建築年次からいって、耐震性が乏しいと考えていますので、早急に結論を出さなければなりません。

西幼稚園と西第二幼稚園を統合して新園舎を整備し、認定こども園とするか、統合しないのなら今の園舎をどうするのかとなるわけであります。現在の保護者だけでなく、地域の意見も聞かなければなりません。統合ありきでなく、教育的側面などあらゆる面からの検討が必要です。いつまでも「検討します」では結論が出ません。子ども子育て会議の中でも議論が必要です。

議論のための材料をお示しし、議会においても議論していただく必要があります。今年度の早い時期に、まず委員会を立ち上げるべく教育委員会で作業をしていただきます。もちろん必要に応じて、私自身も地域に出向いての懇談は必要と考えておりますので、計画的に進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（青木義勝君） 松井教育長！

○教育長（松井宏之君） 山田議員の質問3番、就学援助制度が生活保護基準引き下げにより受けられなくなる児童が出る可能性があります。どのように対応されますかの質問に対して、御答弁申し上げます。

本町においては、これまで生活保護基準の金額の1.3倍以内の家庭に対して援助をしてきております。しかしながら、今年度より生活保護基準が下がったため、新たな生活保護基準の1.3倍以内としても準要保護の援助を受けられなくなる家庭が出てくる可能性はあります。現時点で、どれくらいの数の家庭がそのような状況になるかは把握できていない状態にあります。それは、判定に必要な前年度所得の確定が6月9日であり、その後において課税証明の交付を受けてからの処理となることからです。

教育委員会としては、平成26年度においては、生活保護基準並びに、それに対する倍率（1.3倍）も旧基準のままに判定し、準要保護家庭を決定したいと考えています。

近隣の市町では、所得基準を旧の生活保護の基準と生活保護基準に対する倍率（広陵町の場合は1.3倍）を旧基準のままにするとところがあることも確認しております。

2つ目のお尋ねについては、保護者に向けての案内がわかりにくいという御指摘だと思いますが、大切なことは保護者の方には、担任の先生とよく相談をしていただき、手続をお願いしたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（青木義勝君） それでは、問い1に対しまして、2回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 御答弁ありがとうございます。

1番目の質問事項に対して、私の質問の書き方が悪かったのか、全然質問の内容を捉えられていないように思いました。この法案についての町としての姿勢をお聞きしたかったわけなんです。この法案は医療と介護を一括で改悪するという、それも19本もの法案の改定を一括ですという、そういうこの内容は多岐にわたっていて、それを一括で審議するなんて本当に乱暴なやり方で進められています。社会保障の基本を自立、自助とする安倍政権の姿勢に基づき、医療でも介護でも個人や家族に負担と責任を押しつけ、国が手を引く方向が、これ鮮明となっているんですね。この法案では、要支援1・2の方を訪問介護や通所介護から外すとあり、広陵町では、要支援1の方が135人、要支援2の方が230人、これ平成24年度のこの事務取扱報告書の数字でございますが、これだけの方がおられる。全国13のモデル事業の一つ、東京都荒川区では、こんなことが起きているんです。要支援1の80代の女性が、10年以上続けてきた介護保険の生活援助を無理やりやめさせられ、ボランティアの家事援助に切りかえさせられました。別の要支援1の方も足腰の痛みからつえなしでは歩けないのに、デイサービスから卒業してと繰り返し迫られました。要介護認定で要支援と設定された人たちが当然受けられる権利があるのに、介護保険からの卒業を強要するという、これは重大な権利の侵害になります。こんなことがこの広陵町でもこの法案が通ってしまったら起きることだと思んですが、どうなんですか。ここを一つお聞きしたいんです。皆さん、ここにおられる方全員が要介護状態になったら、いづれどなたでも、こういう目に遭うということが起きることなんじゃないですかね。奈良民主医療機関連合会が聞き取りをした担当マネージャーの声があります。1人目の方は、介護保険は自宅で安心して過ごせるということで導入されたにもかかわらず、家族介護でボランティアでという昔に戻っていく。高い保険税を払って、必要なサービスを使うことができなくなるということはやめてほしい。2番目の方、現行のサービスがなくなると、要支援者の介護度は一気に上がり、反対に給付費の増大を招くのでは。3番目の方、家族がいてもそれぞれが生きていくのに精いっぱい支え合えない家族がふえている。介護を受けるということは非常に個人的なことを他人に委ねるという、利用者にとってのリスクが高い行為、そのリスクに対する担保が人的配置基準であり、施設基準である。現在出されている案では、基準がなく、NPOやボランティアに丸投げの状態、国の責任がない地域格差がある状態で40歳から介護保険を払い続けるなんて詐欺だと思ふ。4番目の方、これまでのサービスと変わらないものを必ず確立させてから実行に移していかないと生きていくのに不安や絶望をして自殺者が出ると思う。この自殺者だけは出してほしくない。こういう声を担当者は聞いてほしいと思います。きのうの坂口議員の一般質問で、6月23日に地域包括ケアの研修会が開かれるとありました。地域包括ケアシステムの構築内容によっては、高齢者が暮らしにくいまちとなる可能性があります。ぜひ現場の声を聞いて、取り入れて構築していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木義勝君） 宮田福祉部長！

○福祉部長（宮田 宏君） 4つほどの御質問かと思えます。

現在、改正になった医療と介護の一括法案について、町としてはどのように考えているのかという、まず第1番目の御質問でございます。

医療と介護というのは、最近一体不可分という大きさですけれども、医療だけ、介護だけという考えではなかなか最近うまくいかない。その部分で関連する部分があるということで、医療と介護ということで、そういう法律改正が行われていったのかなというふうに考えます。ただ、そこではしっかりしたやっぱり議論が必要であるというふうには考えております。

2番目、介護ボランティアが介護の改正によって、要支援のところが地方の総合メニューに入ってくるというところで、今まで受けておれたようなデイサービス等の介護でのサービスが受けられなくなるという場合も出てくるのではないかというお話でございます。これに対して、町としては新しい制度の中で運営していくということは基本になるかと思えます。その中で、町としての新しい総合、今で言います町単独の事業の中でどのようにそういう方たちの御意見を反映していくのかというメニューを確立していくかということは、今後の計画の中でもやっぱりしっかりと反映していきたいというふうに考えます。これまでは、介護保険の制度の中でできてきたものが、地域の総合支援事業に移っていくために基準がなくなるのではないかと、それに対してどう考えるのかということでございます。これはおっしゃるとおり、各市町村の中での判断となってきます。ただ、隣の市町とまた全く違うんだということも、またこれはおかしいと思えますので、町は町の考えの中で、また近隣の市町村ともすり合わせをしながら、できれば共有をしていきたいというふうに考えます。

あと、現場の声をしっかり聞いてほしいということ。これはもちろん当然のことだと思います。高齢者の方の思い、また現場で仕事に従事していただいている方の声をしっかり聞かせていただきたいと思えます。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） この19本もの法案を全部やっていくにはいかないのが介護のことは、今の御答弁で十分ではないと思うんですが、もう次のほうに移らせてもらいます。

病床が減らされることも大変な状況が目に見えかねません。2025年問題と言って、テレビでも特集で放映されていましたが、団塊の世代が高齢化して病床が202万床必要になる。必要ならふやす施策をとるのが政治ではないかと思うんですけれども、それなのにふやすどころか43万床減らす計画なんですよね。ことしと来年の2年間で25%、約9万床減らす、そういう方針です。病院に病床機能報告制度を創設して、高度急性期、急性期、回復期、慢性期のこの4つの区分から病院が自主的に選択して、都道府県に報告する制度を導入します。厚労省は、高度急性期病院を都道府県に1病院、多くても全国344の二次医療圏に1病院とする方向を打ち出しています。地域で守備範囲の広い医療を提供し、二次救急の大半をカバーしているのが中小病院ですが、その削減を進めていっています。つまり救急車が来ても、今でも受け入れ病院が決まらず、なかなか出発しなくて、町民の方からもいろいろお問い合わせ

せがありますが、そういう状況がもっとひどくなるんじゃないかなと。助かる命も助からなくなるんじゃないかなと思います。そして病院の中でも看護師の配置が最も手厚い7対1病床を半減させようとしています。入院しても早々に退院を迫られ、病院を転々と、こんな事態が広がります。例えば夫婦二人暮らしで、妻が肺炎で入院、嚥下障害から胃瘻となり、肺炎の治療は終了したが、高齢の夫1人の介護は困難とのことで施設に入所を希望。ところが老健、特養では胃瘻の受け入れが少なく待機期間が長くなる。いつ入れるかわからない。胃瘻の受け入れが少ないというのが特養です。急性期病院では、治療が終了すれば早期が退院を迫られ、施設に入所できるまで入院していることはできない。療養病床も病床が削減されてあきがなく、転院できて在宅への退院が前提となると対象とはなりにくい。これも選べないということですね。サービスつき高齢者住宅や有料老人ホームでは、夜間の見守りや巡回があり、胃瘻の受け入れをしているところもあるが、わずかな国民年金で生活している高齢者には、費用が高額、結局退院してもすぐに入れる施設はなく、そのための費用も出せないため、在宅に戻るしかない。この在宅で介護負担と不安を支えられるか。すごく疑問がありますね。日中はヘルパーや訪問介護を受けられても夜間に対応してくれる事業所は少なく、また利用料も2割負担となると費用負担の面からも十分なサービスが受けられず、家族の介護力しかない。夫でこんな介護力があるのでしょうか。こういうことが予想されます。間違っていますか、どうですか。町として、こういう在宅にならざるを得ない高齢者に対してどのような対策をお考えでしょうか。決して高齢者だけの問題ではありません。親の介護を自宅でするために仕事をやめざるを得なかったり、親の最期のみとった後、就職ができず貧困に陥った人たちの多くおられます。私たち誰もが当事者になる問題です。そして認知症の御主人を家で介護している方も訴えています。問題は夜間に起きる。夜間や誰にも頼れず、救急車しか呼ぶ方法がない。ほかに手だてしてきてくれる手段があれば、救急車を呼びたくない。24時間地域巡回型サービスが始まった自治体は、わずか1割しかなく、この広陵町でこれからの要望は強くなるとは思いますが、それだけの体制を町でとれるのでしょうか。

そして、この質問を考えている間に、参院厚労委員会が開催された中で、医療介護総合法案による介護保険の利用者負担引き上げ、1割から2割ですね。これについて田村厚労相が年金収入が359万円なら負担できるとした家計調査のデータが誤りだったとして撤回したんですよ。収入から支出を引いても60万円の余裕があるので、2割負担は可能としていた根拠は全て虚偽だったんです。日本共産党の小池参議院議員の追及で重大な虚偽が浮かび上がり、議員の追及に田村厚労相は、「きょうのところはお許しいただきたい」と答弁する始末だったそうです。こんなずさんな根拠で2割負担増の審議がされているんです。この医療介護総合法案、19もの法案、1本2時間しかかけずにやる乱暴なやり方です。中身は憲法25条で定められた社会保障に対する国の責任を投げ捨てるもので、日本の医療介護の危機を一層深刻にするものです。廃案しかありません。自治体として、このでたらめで負担を押しつけるものは廃案にと私たち日本共産党と御一緒に声を上げていきませんか。その気がないようなので、質問を続けます。

この法案の狙いは、公費抑制型の医療介護提供体制づくりです。入院から在宅へ、医療から介護へ、介護から市場ボランティアへ、最後は自宅での願いを逆にとり、自己責任、自助、自立の理念を土台に在宅への押し流しを無理やり進める。これでは、高齢者は救われません。要支援1・2の人の訪問介護や通所介護を国の責任で行う介護保険サービスから外し、市町村がそれぞれ事業に丸投げすること、先ほど広陵町として対処するという御検討するという答弁がありましたけれども、国がこういう介護保

陰の公的な費用を無理やり抑え込む、こんなやり方に市町村は唯々諾々と従うしかないのでしょうか。高齢者から必要なサービスを奪うことなく、やる方法を自治体としてないのでしょうか。考えていただくわけにはいきませんか、どうでしょうか。大変、国のやることですし、町ができることは限られています。答弁は大変にくいと思いますが、ぜひ高齢者を救うための方策を考えていただきたいと思いますので、質問をしてみました。いかがでしょうか。

○議長（青木義勝君） それでは、問い1に対して3回目の答弁です。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 詳細は部長がお答えすると思いますが、やはり介護保険制度は、次が第6期ということになります。いろんな問題、課題はあると思いますが、国の法律ができましたら町としてはそれに従って運営をするしかないということは十分わかってながらの御質問かと思えます。我々も課題はたくさんありますし、システムをころころ変えられますと、コンピューターのシステムを変更するだけでも経費がかかるということで、以前、私、副町長時代に近畿ブロックで厚労省の担当者主宰の会議に町長にかわって出まして、そのとき大和郡山市長が余りころころ変えてくれたら困ると、市町村のことをしっかりわかってきているのかという発言がございまして、厚労省の答えは、この高齢化社会どう支えていくのか、みんなで支えていかなければならない。やはり国としても試行錯誤という考え方もやむを得ないという言い方でございます。やはりこの高齢者を在宅介護が中心でございまして、介護者の負担を軽減する、利用者の負担を軽くする、その財源がどこにあるのかということに尽きると思いますので、そのことを国民全体で議論をしていいシステムをつくり上げるというのが、国の仕事かなというふうに思います。町も介護予防に、できることはしっかり取り組んで介護保険のお世話にならない元気な高齢者をたくさんつくると言うとおかしいですが、元気な方、高齢であっても元気な方という社会になっていけるよう、町はできる範囲で頑張りたいと思います。

○議長（青木義勝君） ほかに答弁はありませんか。

宮田福祉部長！

○福祉部長（宮田 宏君） 夜間の救急体制をどう考えるのかということも今御質問ありました。これについても、先日来、医師会とのお話をさせていただいていますということの中で、会長さんともお話をさせていただきました。病院を出て自宅に帰ったときに、リハビリができる方はやっぱりリハビリをしっかりしていただく。通院でいける方は、かかりつけ医に行っていただくというようなことになるかと思えます。ただ、今おっしゃったように、そういう特殊な胃瘻、またはある面で寝たきりになった方に対して、どういうふうに医療面でサポートしていくのか、そこが今後の問題ですねというお話をさせていただきました。医師会としてもやっぱりそういうところは思っておられます。ただやっぱり現実としては、診療行為がある中で、夜間はどうやっていくのかなというのは考えておられるんですが、やっぱり現実今すぐに回答は出ない、解決できないということですので、町としても医師会の先生方と一緒に、その部分はどうかカバーしていったらいいのかなというのは、一緒に考えていきたいというふうにお話をさせていただいていました。一番基本になるのは、今議員さんもおっしゃるように、地域包

括ケアシステムをどのようにやっぱり構築していくのかということだと思います。それについては、何回も申し上げます。高齢者の方のニーズをしっかりと把握をし、またその中から町の必要などというサービスが必要になってくるのか、そのための資源が町にあるのか、ないのか。または、支えていただく、行政だけでは当然なかなかできませんので、それを支えていただく方々をどのように発掘と言ったら言葉は申しわけないですが、見つけて、またリーダーをどのように育成していくのかということもあるかと思えます。そういう部分については、行政、または社会福祉協議会、またいろんな施設、事業者の方とも御相談をするケア会議をしっかりと開いて検討して、来るべきときに備えていきたいというふうに思います。

○議長（青木義勝君） 答弁漏れありませんね。

それでは、次の質問に移ってください。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 家賃補助はするつもりはありませんと、また冷たく町長に言われてしまいましたけれども、第一生命のレポート資料で次の提案がされているんです。1つ目は、市町村における少子化対策を拡充するには、①既存の施策の有効性の検証、②国から自治体への少子化対策関係の交付金増額、自治体内当該予算の捻出、③交付金の対策事業のメニューを拡大して、自治体の施策の自由度を高めることが考えられます。市町村では結婚、妊娠、出産にかかわる支援と家庭における子育て支援の施策は実施されているが、就労支援と住宅環境整備に関する取り組みが少ないとありました。この住環境整備の施策が、これからの市町村の少子化対策への鍵を握るものではないかと考えます。御所市では、平成24年から実施以来40件の申請があったそうです。他の自治体でもいろいろ考えているところがあります。生駒市では、若い世代の定住促進を図るため、50歳以下の住民を対象に家屋に係る固定資産税を3年間免除する定住促進奨励金交付制度を創設しています。1件当たり年5万円を見込んで600万円、120件を予算化しています。若者の定着と少子化対策のための検討。それでほかに何か考えられるのでしょうか、町として。この家賃を考えないんだったら。今は、ミニ開発で移り住んでおられるので、微増していますとおっしゃっていましたが、そんなに人口はふえていませんということも午前中の答弁でされていましたがね。そうしたら、やはり来ていただいた方に定着していただきたいわけです。そして税金も落としていていただきたいです。町内で買い物もしていただきたい。そして子供さんも産んで、育てていただきたい。そのために、こういう家賃補助、これはすごく予算も少なくて喜ばれる施策かなと思ったんですが、する気はないとおっしゃるので、ほかに何か、じゃあ考えておられるのでしょうか。

○議長（青木義勝君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） 生駒市長さんと話をする機会もございまして、そのこともお聞きをいたしております。生駒市長さんに、あそこは人口増加が広陵町よりもずっと早い時期に始まっておりましたので、空き家がどんな状態ですかということ、相当空き家が出ているという話でございまして。その対策のためにいろいろな手だてを講じているということをおっしゃってございました。私もこの真美ヶ丘ニュータウン

だけでなしに、全町的に空き家が出てくる、もう出ているのではないかというふうに思いますので、これの活用について、いろんな仕組みを入れていかないと、この広陵町の人口増加はしているものの、年齢構成が高齢化にシフトしているということをどう打開していくのかということは今企画部のほうで研究をしております、空き家対策、チームを組んで、例えばハウスメーカー、金融機関、社会福祉施設関係、そういった関係のネットワークを組んで、この空き家を活用していただいて、若い世代に入ってきていただくという方法もやっぱり講じていかなければならないと思います。また、具体的なプランが決まりましたら、御報告を申し上げて協議をお願いをいたしたいと思います。そんなことも考えているわけですが、それとまちを元気にするための施策を入れるということが大事かと思えます。

○議長（青木義勝君） ほかに答弁ありませんか。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） 全国では、福島県二本松市新婚夫婦に家賃を助成、1万円を最長36カ月、一緒ですね。山口県下関市は、Uターン希望者なら5年間低家賃とか、大分県とか、いろんなところがネットを見たら考えておられます。今、年収200万円以下で働いても生活できる、賃金が得られず、ワーキングプアと呼ばれる人が全国で1,100万人を突破して、労働者の4分の1を占めているんです。経済のグローバル化に伴い派遣、パートなど非正規で働く労働者の多くが短期で不安定な就労の上に、低賃金で働かされています。この新婚家庭の家賃補助政策は、こうした若者への応援と少子化対策のために自治体ができる有効な施策ではないでしょうか。そして、出生率の数字を見ると、全国の出生率は1.43に微増していますが、奈良県は1.31でマイナス0.1です。子供を産み、育てやすい奈良県にする必要があります。午前中の山村美咲子さんの質問にもありましたが、せっかく町に移り住んでいただいた方や生まれ育ったこの町からの流出を防ぐ、そういう意味でも愛し住み続けられるまちにという、とてもよい質問をしていただいたんですけれども、町制60周年の記念施策として、この家賃補助ということも考えてみたらいかがかなというふうに午前中思っていたんですが、それは考えていませんという、冷たい御答弁だったんですが、そういうふうにおっしゃらずに、もう一度、こんな本当に予算的には少ない予算で喜んでいただける施策だと思うので、ぜひもう一回御検討いただきたいと思います。もう答弁はいいです。どうせ考えていないとおっしゃっているんだから、今はしょうがないと思いますので。

3回目に移ります、もう時間もないので。就学援助制度に移ります。

就学援助は、学校教育法に基づき、家計が苦しい世帯の小中学校の生徒に学用品、修学旅行、給食、部活動などの費用を支給する仕組みです。2012年度は生活保護世帯で約15万人、市町村の独自基準で支給を決めた低所得世帯約140万人の合計155万人が利用して、利用率は過去最高の約16%、小中学生のおよそ6人に1人が援助を受けている計算です。広陵町では、要保護14人、準要保護158人が平成25年度には受けています。親の低賃金や失業などで、子供の教育を支えるために役割を果たしているのです。きのうの朝日新聞にも71の自治体が生活保護引き下げと連動と就学援助の対象が縮小されるという記事が載っていました。4月から複数の市町村が、この就学援助の対象も縮減しているんです。これは昨年、この生活保護基準の引き下げが昨年8月から引き下げが始まったためなんです。安倍政権は3年かけて、保護費の支給基準を6.5%削減する計画です。市町村の多くは、就学援助の

支給を決める低所得基準を生活保護基準の1.3倍、先ほど教育長から御答弁ありましたように、1.3倍未満と決めているため、生活保護基準の引き下げとあわせて、機械的に引き下げるところが出るんです。このままでは、収入はふえないのに、基準が下げられたため、前年まで使えた就学援助の対象から外される世帯が続出します。消費税増税で学用品を買いそろえるだけでも負担がふえるのに、頼みにしている就学援助が受けられなくなる。こんな理不尽きわまることが起きます。この就学援助制度、受けられなくなるというのは、ことし施行された子どもの貧困対策法、皆様のお手元に資料を置いておきましたが、子どもの貧困対策法というのがあるんですね。それに完全に逆行します。ことしは、受けられても来年以降は、どうお考えでしょうか。子供たちを守っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（青木義勝君） 答弁。
奥西教育委員会事務局長！

○教育委員会事務局長（奥西 治君） 広陵町におきまして、先ほどの答弁にもさせていただいたように平成26年度におきましては、平成25年度と同様の取り扱いで認定をさせていただき予定でございます。その前に御質問では、もし実際、その新しい制度で実施するとなった場合に、どの程度の方が受けられなくなるかということもございましたので、新しい制度による試算もさせていただきました。去年申請いただいた方を対象に、今年度の新しい制度で、もし仮に広陵町が実施するとなった場合に、その対象から外れる世帯は、去年の申請があった方で認定した方の中で所得が変更がもし、ないと仮定して計算した場合に、認定から外れる方は1世帯だけでございます。その1世帯をよく確認しますと、去年申請段階で、中学3年生の方でございましたので、今年度はもう対象ではございません。だから、今年度新たに申請された方は、当然でございますけれども、先ほどから申し上げますように、広陵町の平成26年度における内容については、平成25年度と同様の対応でさせていただきますので、広陵町としましては、昨年と同様の内容の方について、認定させていただきとしております。それでよろしいでしょうか。

○議長（青木義勝君） 3回目の質問に移ってください。
13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） それでも生活保護基準を新しくそういう小学生になったりした方で、本来だったら要保護、準要保護だったのに、その基準が引き下げられたことによって、受けられなくなったという方も出てくるのではないかと思います。それと、そういう人たちを救ってほしいなというふうに思ってるわけなんです、それと随時これ受け付けというのはだめなんでしょうか。ちょっといろいろネットで調べましたら随時受け付けているところもあるんですけども、これは新学期ですよ、広陵町は。それを随時受け付けてもらえるようなことができるのかどうか。

それから平成20年12月に、私、このことを一般質問でもわかりにくく利用しにくい、他の自治体のように、あのとき一の宮市とか、町田市の例を挙げて、何人家族で収入がこれだけだから受けられるとか、そういう具体的な例を挙げて、インターネットで出しているところがあるということを私、改善

してほしいということを質問したんですが、全く改善されていません。インターネットにも載っていないという、前にお話を聞かせていただきました。ある小1の双子の男の子のお母さん、義務教育なのに思った以上にお金がかかる。8月末に初めて就学援助金が振り込まれてほっとしました。3月は出費はかさみ、ランドセルはもちろん、1台約5,000円するピアノや上履き、体操着、文房具、一度に二人分購入するので、本当に大変でした。本当はこの時期に援助してもらいたい。7月とか8月まで支給されるまで待つのがつらい。申し込んで受けられなかったらと思うと、申し込み資格はあると思うが申し込まない人もいます。もっとわかりやすいお知らせにしてほしい。インターネットに基準などわかりやすく載せてほしい。こういう御要望にお応えいただきたいと思うんです。わかりやすくしないのは、先ほど保護者の方には、担任の先生とよく相談をしていただき、手続をお願いしたいとか。以前の答弁では、教育委員会に来てもらいたいんだとか、そういう御答弁があったんですが、行ける人はいいですよ。でもなかなか担任の先生にこんな家庭の内情を説明しにくい。それも教育委員会まで敷居の高い、そこまで行って相談はなかなか、そうやったらもうええわという形で受けられるのに、受けられない方も多いんじゃないかなと思います。何でもっとわかりやすく載せないんでしょうか。出したくないんでしょうか、就学援助金を、そんなふうに疑ってみたくなるような改善をされないというのは、なぜなんんでしょうか。その辺こういうお母さん方の御要望に、どうお答えいただけるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（青木義勝君） 答弁。

奥西教育委員会事務局長！

○教育委員会事務局長（奥西 治君） まず最初にお尋ねの随時受け付けの件でございますが、もちろんそれは、例えば生活保護であった方が生活保護から外れたとかという場合もございまして、その時点で準要保護の手続はさせていただいております。

ですから、一応年度当初に、各御家庭にお知らせを配布させていただいておりますけれども、その後において、状況が基準に該当する場合は、もちろん対象と考えられますので、お申し出いただいたら結構かと思っております。

それと以前に、今うちが配布させていただいている資料が非常に見づらいということで、他市の例を挙げていただいて、改善のお申し出をいただいていたわけですが、平成26年度におきましても、議員さん御存じのようにA4の1枚もの見にくいと言えば見にくいというのはおっしゃられるとおりにかと思っております。そのあたりにつきましては、内容については、具体的な、例えば何人家族で収入がどのくらいあるのが対象になるとかということをおっしゃっていただいているんですけども、その部分については、様式、全体の見直し等含めまして、なるべく書類を受け取っていただいた方から見られたときにわかりやすいようなものに変えさせていただこうと考えております。本年度はもう配ってしまいましたので、来年度の様式からは見やすいものをと考えております。

それとおっしゃるように、当然お金が必要とされる時期というのは、学校で使う物品を使われる直前に購入いただくわけですから、必要とされる時期は非常によくわかるんですけども、今の方法では、やっぱり前年の所得を基準に手続をさせていただいている関係上、幾ら早くさせていただいても、やっぱり7月の初旬に第1回目のお支払いと、こうなりますので、それこそもう1年前の所得に基づいてや

るようなことに方式を変えてしまえば、当然年度当初にお支払いするのも可能かと思いますが、そのあたりについては、やはり余りにももう1年前の所得になりますので、一応前年の所得という形で進めてまいりたいと思いますので、ちょっと御理解いただきたいと思います。

○議長（青木義勝君） 答弁漏れありませんね。

それでは、次の質問に移ってください。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） そしてやっていただきたいと思いますが、3回目に、それはまた今度また質問させてもらいます。

幼稚園問題に移ります。

今、赤部を中心にアンケートをとらせていただいているんなお声が聞こえてきました。地域の幼稚園、愛されている幼稚園、これはなくなるんですかと知らない方も多くおられましたし、御存じの方も多くて、やはりとても関心が高い問題かと思えます。町長は、「言っていない」と言いましたが、冷たく言っていないのか、言ったのは言ったけど冷たく言っていないのか、それとも言っていないのか、どっちなのか、はっきり私聞きましたけれどもね、どっちかな、冷たく言っていないだけじゃないかなと思いますが、私には冷たく聞こえたんですが。

40代の赤部の方は、娘がこの幼稚園に行っていたころは、20何人しかいなかった。今40人以上も園児数があるのに廃園なんておかしい、これだけの園児が通っているのに。

西幼稚園の御近所の方は、幼稚園があるからここに家を建てたのに、廃園になるなんてショックだと言われています。

ある方は平尾まで通うなんて遠くて、下の子が小さいので歩いて毎日通うのはとても無理です。こういう地域の声を聞いて、どう解決するおつもりですか。2つの園を1つにすると、前、平岡前町長がおっしゃっていたんですね。西第二幼稚園の隣の平尾の公民館を買う、そして池を埋め立てる、こんなことをおっしゃっていましたね。そんな土地を買ったり、池を埋め立てたりする費用と2つの園をそれぞれ建てて、将来は高齢者の、この少子化でどうしても子供たちが減ってきたときのために高齢者の施設にするような計画を、前に私、提案させていただいたことがあるんですけども、試算してみてください1回。そして、子ども子育て新制度により、保育料の見直しがされると思いますが、この幼稚園の保育料はどうなるんでしょうか。その辺もお聞かせいただけますか。

○議長（青木義勝君） 答弁。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 統合を考えているということは言いましたが、私、冷たく言ったつもりはないので、それだけは言うておきます。

少子化の時代に入っておりますし、幼稚園がこの前も保育園問題に関して、町内全体で11教室あいているんですね。11教室もあいているのに、保育園を増築しなければならないという、このもどかしさ、これをまち全体としてどう考えるのかというところを皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

西幼稚園、西第二幼稚園は、園舎が老朽化していることは皆さんもう御承知いただいております。何とかしないと保育環境、子供たちの教育環境がよろしくないというのも認識いただいておりますので、これをどう解決していくのかというところ、いろいろな材料を提示をさせていただいて、議論をしていただきたいと思えます。

幼稚園、それぞれ小学校区に1つというのが、西以外はそうなっております。西小学校区だけは2つあって、それ以外は、皆附属の形をとっておりますので、西小学校附属幼稚園というのがいいのではないかと、西小学校に近くとなれば、西第二幼稚園の園舎、これを活用して統合するというのが自然な考え方だというふうに思えます。いろんな材料を提示をして、皆さんとともに考えたいということで申し上げておりますので、早急に資料の整理を教育員会はやってくれると思えますので、子ども子育て会議の中でも保育園の問題とあわせて議論をしていただきたいと思えます。

○議長（青木義勝君） ほかに答弁はありませんか。

13番、山田さん！

○13番（山田美津代君） ここまでほっておいたというのは、これ行政の責任だと思うんです。やっぱり子供にきちっと今までお金をかけてこなかった。そのつけが今来ているんじゃないですか。今まで建てかえなかった町の責任はあると思えますよ。この西第二幼稚園、今でも送迎の車が来ると、駐車場はいっぱいだし、これ以上2園分にふえたら道路が混雑して危ない。遠くなったら車で送迎の園児もふえますから、こういうお声も当然出ますよね。事故の可能性も多くなります。一度送迎の時間帯に行ってみて調べてみてください。それがあそこで2園分の建物を建てて、混雑して事故が起きたら大変なことになります。そういうこともやはり一度きちっと現場に行ってみて確認してから計画を立てていただきたいと思えます。どうですか。

○議長（青木義勝君） 答弁。

松井教育長！

○教育長（松井宏之君） 今、山田議員のおっしゃっている統合というお話でございます。それもあくまでも、各双方のおっしゃっているように、老朽化と耐震化ができていないということに基づいて、それと園児のほうはかなり減少しているという状況に応じての上がってきた話でございます。

それと附属幼稚園ということで、今、西第二幼稚園の跡地を利用するというお話でございます。その辺につきましても、あくまでもその土地の確保ができての話でございます。まだあくまでもそれはもう内々で言っている話だけで、そこに行くという、決定したもので何もございませんので、今おっしゃっているどうしても下の労務の問題で交通渋滞の問題、西小学校の古い道路が細いという問題も当然わかっておりますので、その辺は今後どういう形で進んでいくのかという中での検討材料ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（青木義勝君） 答弁漏れはございませんね。

それでは、以上で山田さんの一般質問は終了いたしました。

